

鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 地方就職学生就職活動支援金 県と共同して行う鹿屋市地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業し、県内の企業に就業する者が第5条第2項に規定する対象者の要件を満たす場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市地方就職学生就職活動支援金をいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方就職学生移転費支援金 県と共同して行う鹿屋市地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業又は大学院を修了し、県内の企業に就業する者が第5条第2項に規定する対象者の要件を満たす場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市地方就職学生移転費支援金をいう。

第4条中「地方就職学生支援金」を「地方就職学生就職活動支援金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（地方就職学生移転費支援金の対象経費及び交付金額）

第4条の2 地方就職学生移転費支援金の対象経費は、地方就職学生移転費支援金の対象者が、東京圏から本市へ移転する際に要した経費とし、その限度額は10万円とする。

第5条第1項中「、第3号又は第4号」を「から第5号まで」に、「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(ア)に該当し、かつ(イ)から(カ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 町内会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること。

(イ) 本市に居住したことがあること。

(ウ) 本市に所在する学校に通学したことがあること。

(エ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること。

(オ) かのや移住サポートセンターの相談者であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること。

(カ) 本市の移住活動支援事業補助金を受けて移住体験ツアーに参加又は移住体験を実施したことがあること。

イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 本市に所在する農林水産業に就業する者

(イ) 本市に所在する家業等へ就業する者

(ウ) 本市に所在する企業に就業する者

(エ) 地域交通を担うバス運転手、タクシー運転手に従事する者

第5条第2項中「地方就職学生支援金」を「地方就職学生就職活動支援金及び地方就職学生移転費支援金」に改め、同項第1号ア(ア)中「大学の卒業年度」を「大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了（以下「卒業等」という。）の年度」に、「当該大学を卒業する見込みであること」を「当該大学等を卒業等していること。ただし、在学中に地方就職学生就職活動支援金を申請する場合は、当該大学等を卒業等する見込みであること」に改め、同号ア(イ)中「大学の卒業年度」を「大学等の卒業等の年度」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 申請時において、大学等の卒業等の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職学生就職活動支援金を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

第6条第2項中「地方就職学生支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生支援金交付申請書」を「地方就職学生就職活動支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生就職活動支援金交付申請書」に改め、同項第2号中「卒業」を「卒業等の」に改め、「こと。」の次に「ただし、卒業等の後に申請する場合は卒業証明書又は修了証明書とする。」を加え、同条に次の1項を加える。

3 地方就職学生移転費支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生移転費支援金交付申請書（別記第5号の2様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 卒業証明書又は修了証明書
- (3) 就業証明書（別記第2号様式）
- (4) 移住元の住所を確認できる資料
- (5) 移転費の領収書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7条第2項中「地方就職学生支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書」を「地方就職学生就職活動支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生就職活動支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生就職活動支援金交付決定及び交付確定通知書」に改め、同条第3項中「前2項の審査の結果、移住支援金若しくは地方就職学生支援金を交付しないことが適当であると認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金若しくは地方就職学生支援金の」を「前3項の審査の結果、移住支援金若しくは地方就職学生就職活動支援金及び地方就職学生移転費支援金を交付しないことが適当であると認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前条第3項の申請があった場合は、その内容を審査し、地方就職学生移転費支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生移転費支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生移転費支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第7号の2様式）により申請者に通知する。

第8条中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「地方就職学生支援金」を「地方就職学生就職活動支援金及び地方就職学生移転費支援金」に改める。

第11条第2項中「地方就職学生支援金」を「地方就職学生就職活動支援金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、地方就職学生移転費支援金の交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、地方就職学生移転費支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 地方就職学生移転費支援金の要件を満たす就業先に就業した日から1年以

内に当該就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

ウ 本市への転入日から3年未満の間に転出した場合

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の間に転出した場合
別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（事業者）

所在地

会社名称

代表者名

印

電話番号

担当者名

就 業 証 明 書

（鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就 業 年 月 日	
応募受付年月日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、鹿児島県及び鹿屋市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記第3号様式中「第4条」を「第6条」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

年 月 日

鹿屋市地方就職学生就職活動支援金交付申請書

1 申請者欄

フリガナ			生 年 月 日	
氏 名			年 月 日	
住 所	〒		電話番号	
在 学 大 学 及 び 学 部				

金 額	円
-----	---

訪 問 先	企 業 名	
	所 在 地	
面接・試験日	年 月 日	
内 定 日	年 月 日	

[illegible]

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市地方就職学生就職活動支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A 誓約する		B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市地方就職学生支援に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について		A 同意する		B 同意しない
卒業後に当該企業へ就職し本市に5年以上継続して居住する意思について		A 意思がある		B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A 3親等以内の親族に該当しない		B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて		A 誓約する		B 誓約しない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生就職活動支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）ただし、卒業・修了後に申請する場合は卒業証明書或いは修了証明書。
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

別紙

1 鹿屋市地方就職学生就職活動支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業及び地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第11条第2項の規定により地方就職学生就職活動支援金の全額又は半額を返還します。

ア 地方就職学生就職活動支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 地方就職学生就職活動支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

ウ 地方就職学生就職活動支援金の申請日から1年以内に鹿屋市に転入しなかった場合：全額

エ ：地方就職学生就職活動支援金の要件を満たす就業先に就職した日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

オ 転入日から3年未満の間に鹿屋市から転出した場合：全額

カ 転入日から3年以上5年以内の間に鹿屋市から転出した場合：半額

2 鹿屋市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 鹿屋市が、地方就職学生就職活動支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

別記第 5 号様式中「鹿屋市地方就職学生支援金」を「鹿屋市地方就職学生就職活動支援金」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第5号の2様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市地方就職学生移転費支援金交付申請書

鹿屋市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第6条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
住 所	〒	電話番号	
卒業大学等 及 び 学 部			

2 交付申請額

金 額	円
-----	---

3 就業先

就 業 先	企 業 名	
	所 在 地	
就 業 開 始 日	年 月 日	

4 移転費の内訳

移転日	移 転 前 住 所	移 転 後 住 所	利 用 額
			円

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市地方就職学生移転費支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A 誓約する		B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市地方就職学生支援に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について		A 同意する		B 同意しない
卒業後に当該企業へ就職し本市に5年以上継続して居住する意思について		A 意思がある		B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A 3親等以内の親族に該当しない		B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて		A 誓約する		B 誓約しない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生移転費支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 卒業証明書又は修了証明書
- (3) 就業証明書
- (4) 移住元の住所を確認できる資料
- (5) 移転費の領収書

別紙

1 鹿屋市地方就職学生移転費支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業及び地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第11条第3項の規定により地方就職学生移転費支援金の全額又は半額を返還します。

ア 地方就職学生移転費支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ ：地方就職学生移転費支援金の要件を満たす就業先に就職した日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

ウ 転入日から3年未満の間に鹿屋市から転出した場合：全額

エ 転入日から3年以上5年以内の間に鹿屋市から転出した場合：半額

2 鹿屋市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 鹿屋市が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

別記第 7 号様式中「鹿屋市地方就職学生支援金」を「鹿屋市地方就職学生就職活動支援金」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える

第7号の2様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市地方就職学生移転費支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市地方就職学生移転費支援金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付決定に付した条件

(1) 鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第11条第3項の規定により次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額の地方就職学生支援金の返還を請求します。

ア 虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額

イ 地方就職学生支援金の要件を満たす就業先に就業した日から1年以内に当該就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。） 全額

ウ 転入日から3年未満の間に本市から転出した場合 全額

エ 転入日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合 半額

(2) 本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。